

開通前レンタル提供条件書

表示価格は税込です

使用期間:2023年2月1日～

□開通前レンタル(Air)提供条件書

・開通前レンタル(Air)(以下「本サービス」とします)とは、お客様の「SoftBank 光」サービス(以下「SoftBank 光」とします)のお申し込み後、「SoftBank 光」の回線開通までの間および SoftBank 光回線開通後の移転時にソフトバンク株式会社(以下「当社」とします)が必要と判断した場合、またはお客様のお申込によって、当社が当該お客様に提供する無料のデータ通信サービスおよび接続機器のレンタルサービスです。なお、本提供条件書の記載事項以外については以下の規約を適用します。

SoftBank Air	SoftBank Air サービス規約
	機器レンタル規約

□基本料・接続機器レンタル料

・無料

□契約/利用期間

- ・本サービスの接続機器は、レンタルのみです。
- ・本サービスの契約は、当社より発送した接続機器をお客様が受領した時に成立いたします。
- ・本サービスを提供する期間は以下のとおりです。
 - 「SoftBank 光」申込時:以下2つのうちいずれか早い日まで本サービスを提供します。
 - 「SoftBank 光」の工事完了日
 - 「SoftBank 光」のお申し込み日から起算して 180 日目
 - ※本サービスは、お申し込みいただいた SoftBank 光の設置先住所でのご利用に限るものとし、ご登録いただいている設置先住所以外で利用された場合、当社は本サービスの契約を解約ないし提供を停止できるものとします。※「SoftBank 光」のお申し込みを取り消した場合、入会申し込みの際の申告事項や届出内容に虚偽の記載があった場合や申告事項に変更が生じたにもかかわらずすみやかに変更の届出がなされなかった場合、その他 SoftBank 光のお申し込み内容等に関し、当社からの期間を定めた問合せに対しその期間内に回答をしなかった場合は、その時点で本サービスの提供を終了し、当社は本サービス契約を解約ないし提供を停止できるものとします。
 - 「SoftBank 光」移転時:以下2つのうちいずれか早い日まで本サービスを提供します。
 - 移転先住所での工事完了日
 - 移転のお申し込み日から起算して 90 日目
 - ※移転のお申し込みを取り消した場合、SoftBank 光を解約した場合は、その時点で本サービスの提供を終了いたします。
 - その他、当社への申告や届出内容に虚偽があった場合、会員として不適切と当社が判断した場合、当社は本サービス契約を解約できるものとします。

□サービス提供終了時の接続機器

- ・当社から送付した接続機器に同梱されている伝票で一式を返却ください。
 - ※伝票を紛失された際は、WEB ページにて返却方法をご確認ください。 <http://ybb.softbank.jp/support/inquiry/return.html>
- ・本サービス提供終了後の接続機器については、当社においてデータ通信サービスの利用ができない状態になる場合があります。

□修理交換料金および未返却、紛失時の違約金

	修理交換料金	違約金
Air ターミナル 2/3	17,600 円	10,000 円
Air ターミナル 4		13,000 円
Air ターミナル 4 NEXT		16,000 円

- ※修理交換料金はお客様の責めに帰すべき事由のときに発生します。
- ※違約金は、当社の被る損害額を現在の原材料の価格等を基準に算出したものであり、物価その他の経済事情の変動等により、実際の請求額は異なる場合があります。

□その他注意事項

- ・本サービスは当社が指定する本サービス提供エリア内の方のみに提供します。電波の特性上、サービス提供エリア内であっても、サービスを提供できない場合があります。
- ・本サービスの安定提供を目的として、当社の判断により、お客様の本サービスのご利用にかかる通信について、当該通信に割り当てる帯域を制限します。その結果、伝送速度が低下する場合があります。
- ・SoftBank 光のご契約者様に対して1台の接続機器のみレンタル提供いたします。お客様が本サービスにかかる複数の接続機器を所持していると当社が判断した場合、その時点で全ての接続機器について本サービスの提供を終了し、本サービス契約を解約ないし提供を停止できるものとします。

- ・本サービスにてご利用中の接続機器に不具合が生じ、故障交換のお手続き後に当社がお客様に送付した故障交換用の接続機器を受領されたにも関わらず、受領された月の翌月20日までに故障した接続機器を返却(当社必着)いただけない場合、全ての接続機器について本サービス契約を解約ないし提供を停止できるものとします。

□提供条件書記載事項の変更について

- ・当社は、本提供条件書の記載事項を変更することがあります。この場合には料金その他の提供条件書は変更後の提供条件書の記載事項によります。最新の提供条件書は当社ホームページ (<http://www.softbank.jp/internet/set/data/terms/pdf/condition-kaitsumae-rental.pdf>)に掲載いたしますので、ご確認ください。

・表記内容は 2023 年 2 月 1 日現在のものです。内容については変更する場合があります。

P230005

開通前レンタル提供条件書

表示価格は税込です

使用期間:2023年4月1日～

□開通前レンタル(Pocket WiFi)提供条件書

・開通前レンタル(Pocket WiFi)(以下「本サービス」とします)とは、お客様の「SoftBank 光」サービス(以下「SoftBank 光」とします)の お申し込み後、「SoftBank 光」の回線開通までの間および SoftBank 光回線開通後の移転時にソフトバンク株式会社(以下「当社」とします)が必要と判断した場合、またはお客様のお申込によって、当社が当該お客様に提供する無料のデータ通信サービスおよび接続機器のレンタルサービスです。なお、本提供条件書の記載事項以外については以下の契約約款を適用します。

モバイルデータ通信	3G 通信サービス契約約款	ソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス契約約款
	4G 通信サービス契約約款	4G データ放題フラット+N 提供条件書

□基本料・接続機器レンタル料

・無料

□契約/利用期間

- ・本サービスの接続機器は、レンタルのみです。
- ・本サービスの契約は、当社より発送した接続機器をお客様が受領した時に成立いたします。
- ・本サービスを提供する期間は以下のとおりです。
 - 「SoftBank 光」申込時:以下2つのうちいずれか早い日まで本サービスを提供します。
 - 「SoftBank 光」の工事完了日
 - 「SoftBank 光」のお申し込み日から起算して 180 日目
- ※本サービスは、お申し込みいただいた SoftBank 光の設置先住所でのご利用に限るものとし、ご登録いただいている設置先住所以外で利用された場合、当社は本サービスの契約を解約ないし提供を停止できるものとします。
- ※「SoftBank 光」のお申し込みを取り消した場合、入会申し込みの際の申告事項や届出内容に虚偽の記載があった場合や申告事項に変更が生じたにもかかわらずすみやかに変更の届出がなされなかった場合、その他 SoftBank 光のお申し込み内容等に関し、当社からの期間を定めた問合せに対しその期間内に回答をしなかった場合は、その時点で本サービスの提供を終了し、当社は本サービス契約を解約ないし提供を停止できるものとします。
- 「SoftBank 光」移転時:以下2つのうちいずれか早い日まで本サービスを提供します。
 - 移転先住所での工事完了日
 - 移転のお申し込み日から起算して 90 日目
- ※移転のお申し込みを取り消した場合、SoftBank 光を解約した場合は、その時点で本サービスの提供を終了いたします。
- その他、当社への申告や届出内容に虚偽があった場合、会員として不適切と当社が判断した場合、当社は本サービス契約を解約できるものとします。

□接続機器(Pocket WiFi)

- ・接続機器について以下の行為を禁止行為とします。
 - 第三者への譲渡、質入れ、転貸、オークション等への出品、その他の処分、分解、解析、改造、変更、損壊、破棄、紛失、滅失等、著しい汚損(シール貼付、削切、着色など)、契約外の不正使用、説明書に記載されている禁止事項に該当する行為、日本国外への持ち出し。
- ・禁止行為に該当すると当社が判断した場合、お客様は下記記載の「違約金」または「修理交換料金」を当社の定める方法により支払うものとします。
- ・本サービスの提供が終了した場合、お客様は接続機器を当社の定める方法により当社に返還するものとします。
- ・本サービスの提供が終了した日の属する月の翌月 20 日(20 日が土日祝祭日の場合は翌営業日)までに接続機器が当社に返還されなかった場合、お客様は、下記記載の「違約金」を当社の定める方法により支払うものとします。

□サービス提供終了時の接続機器

- ・当社から送付した接続機器に同梱されている伝票で一式を返却ください。
 - ※伝票を紛失された際は、以下の WEB ページにて返却方法をご確認ください。
<http://ybb.softbank.jp/support/inquiry/return.html>
- ・本サービス提供終了後の接続機器については、当社においてデータ通信サービスの利用ができない状態にする場合があります。

□修理交換料金および未返却、紛失時の違約金

修理交換料金	違約金
10,450 円	13,000 円

- ※修理交換料金はお客様の責めに帰すべき事由のときに発生します。
- ※違約金は、当社の被る損害額を現在の原材料の価格等を基準に算出したものであり、物価その他の経済事情の変動等により、実際の請求額は異なる場合があります。

□その他注意事項

- ・ソフトバンク Wi-Fi スポットはご利用いただけません。
- ・本サービスは当社が指定する本サービス提供エリア内の方のみに提供します。電波の特性上、サービス提供エリア内であっても、サービスを提供できない場合があります。
- ・SoftBank 光のご契約者様に対して1台の接続機器のみレンタル提供いたします。お客様が本サービスにかかる複数の接続機器を所持していると当社が判断した場合、その時点で全ての接続機器について本サービスの提供を終了し、本サービス契約を解約ないし提供を停止できるものとします。
- ・本サービスにてご利用中の接続機器に不具合が生じ、故障交換のお手続き後に当社がお客様に送付した故障交換用の接続機器を受領されたにも関わらず、受領された月の翌月20日までに故障した接続機器を返却(当社必着)いただけない場合、全ての接続機器について本サービス契約を解約ないし提供を停止できるものとします。

□提供条件書記載事項の変更について

- ・当社は、本提供条件書の記載事項を変更することがあります。この場合には料金その他の提供条件書は変更後の提供条件書の記載事項によります。最新の提供条件書は当社ホームページ (<http://www.softbank.jp/internet/set/data/terms/pdf/condition-kaitsuumae-rental.pdf>)に掲載いたしますので、ご確認ください。

・表記内容は 2023 年 4 月 1 日現在のものです。内容については変更する場合があります。

P230015